

令和6・7年度入学生

《生徒指導規定（生徒手帳抜粋）》

生徒心得

高田北城高校生徒は、本校生徒としての本分を自覚して常に学校の教育方針に従い、諸規程を守り、学業の研さんにつとめて、個性の伸長をはかると共に、明朗活発な精神を重んじ、自他の敬愛と協力によって共同生活の熟練を身につけ、自律的な人格を養い、民主的にして健全な学園を作るよう、ここに生徒心得を示して日常生活の行動基準の大綱とする。

第1章 服装

- 第1条 服装は制服を着用すること。但し学校の許可により異装することができる。異装するときは担任の許可を得る。
- 第2条 校章を所定の位置につける。
- 第3条 外出時は正しい服装の着用に関心掛け、本校生徒としての自覚のもとに行動する。
- 第4条 パーマ、アクセサリー（ピアス・ネックレス）等の華美なことは禁止する。

第2章 通学

- 第5条 通学方法は、徒歩・自転車及び公共交通機関とする。
- 第6条 登校後は無断で外出しない。やむをえない場合は担任に申し出て許可を得る。

第5章 遺失物拾得物

- 第14条 盗難及び拾得物・遺失物のあった時は速やかに担任に届け出る。なお拾得物・遺失物は、所定の場所に掲示される。

第7章 アルバイト

学習や生活態度に影響が大きいので、望ましくないが、その必要がある場合は、次の事項に留意し、事前にアルバイト届を担任へ提出すること。

- 留意事項 (1) 長期休暇のみとし、次の日数以内とする。
夏季15日間 冬季7日間 春季7日間
 - (2) 目的、理由が明確なこと。
 - (3) 労働基準法に反してないこと。
 - (4) 場所、内容が適切なこと。危険、重労働、酒類の提供、宿泊の伴いは不可。
- その他 * 家庭の事情により、長期休暇以外もアルバイトが必要な場合は、アルバイト特別許可願を担任へ提出し、許可を得た後、アルバイト届を提出すること。

服装規程

- 頭髪 ・パーマ、染色・脱色等は禁止する。
- 靴 ・サンダル等は禁止する。
- 服装 学生服または指定の制服とする。

〈学生服着用の場合〉

- ・上衣は、黒の詰襟とし、変形学生服は禁止する。
- ・ボタンは本校所定のものをつける。
- ・白のワイシャツを着用する。
- ・上衣には校章を付ける。

〈指定の制服着用の場合〉

- ・上衣は指定のブレザーとする。
- ・白のワイシャツを着用する。
- ・指定のスカートまたはスラックスとする。
- ・スカート丈は、立ったときにひざにかかる長さとする。
- ・ストッキングの色は、黒、紺、ベージュの華美にならないものとする。
- ・上衣には校章を付ける。

〈防暑対策について〉

- ・暑い時は白のワイシャツを着用すること。付加的なもので白のポロシャツも認める(メーカーのワンポイント可)。

〈防寒対策について〉

- ・黒の詰襟又はブレザーの下にセーター及びカーディガンの着用を認める。但し、色は華美にならないことを心がけ、上衣から見えないようにする。
- ・登下校時にコート類を着用する場合は、黒の詰襟又はブレザーの上に着用する。

交通規程

- 1 自転車
 - ・通学での使用は許可制とする。ただし、部活動等特別な事情のある者は要相談とする。
 - ・降雪期間は乗らない。また、雪が降り積もる前には、学校や駅から自転車を持ち帰ること。
 - ・ヘルメット着用が望ましい。
 - ・安全走行に留意し、施錠等をしっかり管理する。
- 2 バイク (50cc)
 - ・通学での使用は禁止する。
 - ・免許取得後、速やかに「原付免許取得届」を提出する。
 - ・家庭で使用する場合は、保護者の許可を得て、ヘルメット、服装、安全走行に留意する。
 - ・車輛の貸借は禁止する。
- 3 自動二輪
 - ・免許の取得は禁止する。
- 4 自動車
 - ・免許の取得は、学習の妨げにならないことを条件に許可する。但し、自動車学校への入校は、進路決定後に「普通免許取得願」を提出し、承認を得ることとし、就職予定者は夏休み以降、進学者は一次特編終了後とする。
 - ・免許取得後、速やかに「普通免許取得届」を提出する。
 - ・免許取得後、卒業まで運転は禁止する。
- 5 その他
 - ・自転車、バイク等の車輛については、必ず保険に加入し、防犯登録を行うこと。
 - ・いかなる場合でも事故発生時は、速やかに学校へ報告する。